

NO.	項目	資料 番号	資料 ページ	質疑	回答
1	積算基準について	資料1	2～5	公共住宅工事の屋外整備工事の一般管理費は現状のままでよいのか。	公共住宅工事の屋外整備工事は「公共住宅屋外整備工事積算基準」により、一般管理費は3/29付けで改定されています。
2	積算基準について	資料1	4	今年度中に共通費の改定があった場合、平成29年4月1日公表分と改定された分とどちらを適用するのか。	起工日時点の基準が適用されるので、改定があった場合には各物件毎にお知らせします。
3	積算基準について	資料1	12	執務並行改修工事で工事量が少量の場合の単価の割増はどうか。	県では執務並行改修の場合は単価の補正を行っています。工事が少量の場合はこの単価に割増を行うこととなります。なお、県の僅少等の単価の取扱は現時点では内装改修に限っていますので御留意下さい。
4	積算基準について	資料1	13	改修工事において、全館無人か執務並行かの施工条件はどのように明示されるのか。	現場説明書で明示します。
5	積算基準について	資料1	13	改修工事において、執務者の有無は各自で判断するのか。その単価の計算は。	現場説明書で明示します。単価については長崎県公共建築工事積算基準等資料第3編第1章15(2)基準補正単価に記載しています。
6	積算基準について	資料1	13	全館無人改修の場合は基準単価適用となっているが、市場単価等の補正は行わなくてよいということか。	全館無人改修の場合は、長崎県公共建築工事積算基準等資料第3編第1章15(1)基準単価を採用することとなりますが、基準単価の中に市場単価が含まれます。市場単価の補正は、第3編第1章12により刊行物掲載単価(材工単価)を採用した単価に行われ、結果的に、表A-1の新営補正率で補正することとなります。
7	積算基準について	資料1	13	県HPの12市場単価、18特別調査品目単価は法定福利費の割り増し補正をするのか。	市場単価の補正は、刊行物掲載単価(材工単価)を採用した単価のみです。なお、県HPの12市場単価は土木単価のため採用しません。
8	積算基準について	資料1	14	法定福利費の明記はどのように算出するのか。	法定福利費とは、社会保険料(基本的に、健康保険(介護保険含む)・厚生年金保険(子ども・子育て拠出金含む)・雇用保険)の事業主負担分です。保険料率は都度変更され、所管の官庁HPで公開されています。

9	積算基準について	資料1	-	例として、5月入札時の共通仮設の運搬費を積算する場合は、労務費・機械損料は4月、燃料費は9月の年2回更新と考えてよろしいか。	県の建築工事単価では、労務費は国の改定にあわせて改定し、機械経費・材料費は年1回(毎年4月時点)の単価を採用しています。 よって、今年度起工の工事については、労務費は平成29年3月1日改訂分、機械損料・燃料費については4月分を適用します。
10	積算基準について	資料1	-	足場の災害防止シートの数量で、安全手摺部分の不足は市場単価で調整しているのか。	養生シート(垂直張り)などの数量は外部足場の掛面積となります。(「公共建築工事積算基準の解説」より)
11	積算基準について	資料1	-	離島調整費は工種によって違うのか。率は公表できないのか。	工種による違いはありません。率については各値の最低値を採用しています。(長崎県公共建築工事共通費積算基準 2.(2))
12	入札時積算数量書活用方式の試行について	資料2-1	5	入札時積算数量書の積算数量とどの程度数量が相違していれば、協議ができるのか。	そういった目安はありません。協議するかどうかは受注者の判断によります。
13	入札時積算数量書活用方式の試行について	資料2-1	7	P2に記載している内容とP7のQ&Aの回答の違いは。	P7に記載しているように入札時積算数量書は設計図書ではないため、いわゆる「契約数量」ではありません。一方、P2では「入札時積算数量書に疑義が生じた場合に協議ができる」旨を契約書に明記していることを記載しています。
14	入札時積算数量書活用方式の試行について	資料2-2	4/10	工事内訳書記載例の総括表で直接工事費は1000円未満切り捨てで計上すべきではないか。	土木工事の積算基準では直接工事費を千円単位で丸めていますが、建築工事の積算基準では丸める必要はありません。
15	総合評価制度の留意点について	資料4	6	「特殊法人等」に該当しない特殊法人発注の工事は「公共工事」に含まれないとのことだが、法律を確認しても「特殊法人等」の定義がわからない。主な特殊法人が詳しくわかる資料等、明確に示してほしい。また、県立大学や元県立病院等は「公共工事」には該当しないということか。	「特殊法人等」は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条各号に該当する法人となります。なお、これに該当しない国立大学法人を個別の公告によって、特殊法人等と同格に扱う場合があります。また、県立大学や元県立病院は現在は独立行政法人ですが、県の組織であった時代に工事が発注されたものについては、「地方公共団体が発注する建設工事」に該当しますので、公共工事と認められます。